

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1038号)

平成24年4月10日

横情審答申第1038号

平成24年4月10日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成22年12月21日環創公整第1710号による次の諮問について、別紙のとおり答申し  
ます。

「（1 - 5）横浜動物の森公園立体駐車場新築工事（その2）・設計  
業務に関する「委託契約書」（開示請求書の ）」の一部開示決定に対  
する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「(1-5)横浜動物の森公園立体駐車場新築工事(その2)・設計業務に関する「委託契約書」(開示請求書の )」を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜動物の森公園立体駐車場新築工事(その2)・設計業務に関する「委託契約書」(開示請求書の )」の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成22年7月14日付で「横浜動物の森公園立体駐車場新築工事(その2)監理等業務委託契約書」(以下「本件申立文書」という。)を特定して行った一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関が、本件請求に対し、本件申立文書を特定した理由及び横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第4号に該当するため一部を非開示とした理由は、次のように要約される。

## (1) 本件申立文書を特定した理由について

ア 横浜動物の森公園の立体駐車場(以下「駐車場」という。)は、鉄骨造2階建ての建築物5棟で構成されており、建築は平成19年度から平成20年度までにかけて行った。5棟のうちA及びB棟の2棟は平成19年度における1期工事として、C、D及びE棟の3棟は平成20年度における2期工事(1期工事と2期工事を総称して、以下「本件工事」という。)として建築した。建築については横浜市環境創造局が事業主として請負工事を発注し、工事を進めるために必要な監理や設計業務は業務委託として合わせて発注した。

イ 開示請求書には、「横浜動物の森公園立体駐車場新築工事(その2) 設計業務に関する契約書」と記載されている。本件申立文書には、「(2)駐車場関係案内サインの設計」として園内道路(中央道路)のサイン等及び駐車場の案内サイン等の設計業務が含まれていることから、本件請求に係る対象行政文書として特定した。

ウ 2期工事の建築工事の発注に必要な図面作成等については、「平成19年度 横浜動物の森公園立体駐車場新築工事監理等業務委託契約書」（以下「平成19年度契約書」という。）の「（2）2期工事の発注用図書修正等業務」に基づき行っている。なお、平成19年度契約書については、異議申立人（以下「申立人」という。）から本件請求と併せて行われた、「横浜動物の森公園立体駐車場新築工事（その1）設計業務に関する契約書」の開示請求（以下「別請求」という。）に係る対象行政文書として特定し、一部開示している。これらの請求に対する文書特定の経過については、開示を実施した際に申立人に説明している。

(2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

法人代表者印の印影は、これを開示すると、特定の法人の財産権が侵害されるおそれがあるため非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 設計業務に関する委託契約書の開示を請求したのに、開示されたのは監理等業務委託契約書であり、請求したものと明らかに違うものである。設計業務に関する委託契約書の開示を求める。

(2) 実施機関は、開示の内容について申立人に説明したと主張しているが、当方が求めた設計業務の委託契約書については何ら説明を受けていない。環境創造局施設整備部緑事業課（当時。現在の環境創造局公園緑地部公園緑地整備課。以下「公園緑地整備課」という。）が説明したのは、本件申立文書の中に駐車場関係案内サインの設計業務があり、それを設計業務に関する委託契約書として特定したと言っているだけである。そのことをもって、「設計業務の委託契約書」とはいえないと考える。

5 審査会の判断

(1) 駐車場新築工事について

駐車場は、A、B、C、D及びE棟の計5棟で構成されている。建築主は環境創造局であり、本件工事の発注課は公園緑地整備課である。建築は平成19年度に1期工事としてA及びB棟、平成20年度に2期工事としてC、D及びE棟について行われた。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、公園緑地整備課が平成20年度に契約した本件工事に関する「監

理等業務委託契約書」である。実施機関は、本件申立文書のうち、法人代表者の印影を条例第7条第2項第4号に該当するとして非開示としている。

その一方で申立人は、開示請求書の請求先として、実施機関名に加えて公園緑地整備課と記載している。また、異議申立書及び意見書では「設計業務に関する委託契約書」を開示請求したのに、開示された文書の名称は「監理等業務委託契約書」であり、請求した文書とは明らかに違うとして、本件処分における文書特定について誤りがあると主張しているものと解される。なお、本件処分における非開示部分について開示すべきであるとの主張はしていない。

したがって、当審査会としては実施機関が本件請求の対象行政文書として本件申立文書を特定したことの妥当性について以下検討する。

### (3) 本件処分における文書特定の妥当性について

ア 当審査会では、本件処分における文書特定の妥当性について検討するために、平成24年2月10日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件工事に当たっては、平成19年度と平成20年度に建築請負工事契約及び請負工事の監理・設計業務契約を各年度にそれぞれ1件ずつ、計4件の契約を締結した。平成20年度の業務の名称には平成19年度の業務と区別するために「その2」という表現を付している。

(イ) 本件請求に当たっては、事前に申立人から本件工事の内容が分かる文書や設計業務契約書等を請求したいという旨の問合せがあった。公園緑地整備課は、上記(ア)について説明した上で、それぞれの契約に係る契約書を保有している旨を説明した。

(ウ) 開示請求書には、「横浜動物の森公園立体駐車場新築工事(その2)に係る設計業務に関する委託契約書」と記載されている。この記載は上記(ア)及び(イ)の説明に基づき行われたものとする。本件工事に係る設計業務に関する委託契約書のうち「駐車場新築工事(その2)」という表現が含まれている文書は、本件申立文書以外には存在しない。

なお、2期工事を発注するために必要な設計業務は、平成19年度契約書において委託契約を締結している。平成19年度契約書は別請求に係る対象行政文書として特定し、一部開示決定をしている。

(エ) 開示後に申立人と面談した際に、本件申立文書は「監理等業務に係る委託契約書」であり、本件請求に係る「設計業務に関する委託契約書」に該当しないので

はないかとの質問があった。これに対して、本件申立文書の名称は、監理等業務委託契約書となっているが、「駐車場関係案内サイン等」の設計業務が含まれた契約書であるため、本件請求に係る対象行政文書として特定したことを説明した。

イ 実施機関は、本件請求に係る開示請求書に記載されている「その2」という表現が含まれている本件工事に係る設計業務に関する委託契約書は、本件申立文書しか存在しないと説明している。

ウ 当審査会において本件申立文書を見分したところ、文書の名称は「横浜動物の森公園立体駐車場新築工事（その2）監理等業務委託契約書」であるものの、その内容は「2期工事に係る工事監理等業務」と「駐車場関係案内サイン等の設計」の二つの業務に係る委託契約書であった。したがって、本件申立文書は本件請求の対象行政文書である「設計業務に関する委託契約書」であると認められる。

エ 実施機関は、本件請求に当たり事前に申立人から本件工事に係る工事の内容が分かる文書や設計業務契約書等を請求したいという旨の問合せがあった際に、平成20年度の業務の名称には平成19年度の業務と判別するために「その2」という表現を付している旨を説明し、申立人は当該説明に基づき本件請求に係る開示請求書に「その2」と記載したと考えられると主張している。

オ 当審査会において本件請求に係る開示請求書を見分したところ、「1 横浜動物の森公園立体駐車場新築工事（その2）設計業務に関する契約書」との記載が認められた。当該記載は、実施機関が申立人に対して平成20年度の業務の名称には「その2」という表現を付していることを説明し、申立人もそれを認識した上で行われたと考えることが相当である。

カ また、実施機関は、平成19年度と平成20年度においてそれぞれ1件ずつ請負工事の監理・設計業務契約を締結したと説明している。本件申立文書以外の当該契約に係る契約書は平成19年度契約書のみであると認められ、平成19年度契約書は、別請求に係る対象行政文書として特定し、一部開示決定をしていることが認められる。

これらのことを併せ考えると、本件請求に対して、文書名に「駐車場新築工事（その2）」という表現が含まれた「設計業務に関する委託契約書」である本件申立文書を特定したという実施機関の主張に不合理な点は認められない。また、本件申立文書以外の本件請求に係る対象行政文書の存在を推認させる事情は認められない。

(4) 付言

当審査会において本件請求に係る開示請求書に記載されている「その2」及び「設計業務に関する契約書」の請求趣旨について検討したが、平成20年度に施工するC、D及びE棟の設計業務に関する平成19年度契約書を請求する趣旨なのか、それとも平成20年度に締結した契約に係る本件申立文書を請求する趣旨なのか、実施機関から事情聴取を行うまでは判然としなかった。本件請求のように、開示請求書の記載から別文書を請求する趣旨であるとも読み取れる場合には、後日文書特定に係る疑義が生じないように、決定通知書の記載について工夫されるよう望むものである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を特定し、一部開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年12月21日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成23年1月13日 (第177回第一部会) 平成23年1月14日 (第183回第二部会) 平成23年1月21日 (第113回第三部会)	・諮問の報告
平成23年2月18日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年12月9日 (第204回第二部会)	・審議
平成24年1月13日 (第205回第二部会)	・審議
平成24年2月10日 (第207回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成24年2月24日 (第208回第二部会)	・審議
平成24年3月9日 (第209回第二部会)	・審議